

4. 労働相談

地区の労働者はさまざまな経路を経て、さまざまな地域へと就労している。その就労過程では十分に条件を確認せずに就労し、交わした賃金・作業内容・宿舍の環境などが事実と違い種々のトラブルが発生し、中途退職に至り、賃金の未払い・不払いといったケースが派生することがある。

このような問題に対してセンターでは労働相談の窓口を設け相談を受けている。係では労働相談を処理するにあたっては「労働者自身が、労働者としての自覚のうえに諸権利を守っていく手助けをする」という立場をとっている。

労働相談事業は就労斡旋を中心としたセンターの諸事業に対する事業主の理解にも支えられ運営してきたが、事業所側の対応にも従前に比べると厳しさが見受けられるようになっている。

今年度の傾向としては経済が低迷する中で就労機会が減少し、多少のことには目をつぶるといった形で労働者の意識が自己防衛的に作用するのか、昨年に引き続き、労働相談の新規受付には減少傾向がみられている。

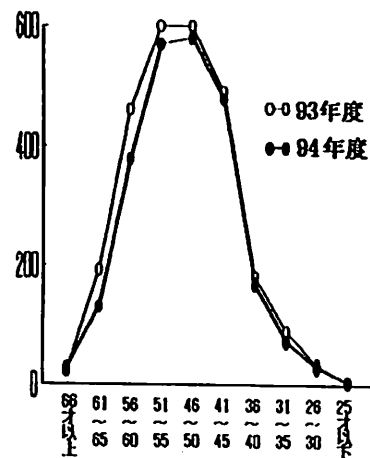
このような中で昨年との違いは、高齢（56才以上）の労働者の相談が大きく減少していることである。これは高齢者の就労機会の減少と関わり合っているものと思われる。〔図Ⅱ-6及び表Ⅱ-37〕

今年度の相談のうち最高齢者は76才、年少は21才、平均は49.3才であった。

年令別相談件数（件）〔表Ⅱ-37〕

年令	93年度	94年度	減少数
66才以上	25	30	+5
61～65才	194	130	-64
56～60才	466	381	-85
51～55才	603	572	-31
46～50才	601	580	-21
41～45才	494	482	-12
36～40才	185	168	-17
31～35才	93	76	-17
26～30才	37	32	-5
25才以上	8	4	-4
不明	37	11	-26
合計	2,743	2,466	-282

〔図Ⅱ-6〕



1994年度 労働相談取扱状況

〔表Ⅱ-38〕

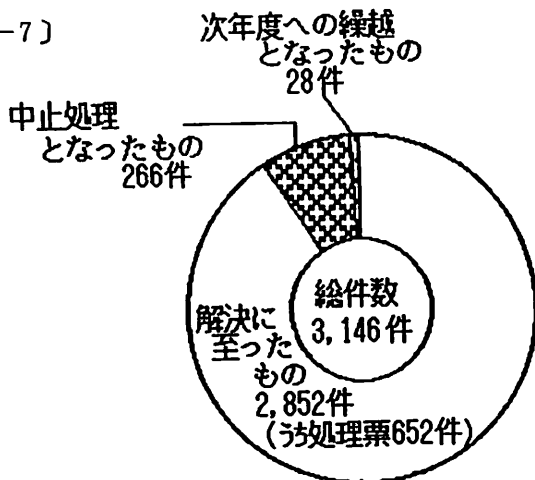
	労働相談 <賃金未払・条件違反>															その他の相談							a+b	
	取扱状況						終決状況									次月労働相談に伴う生活相談			その他の相談					
	新規			再来			解決			支払金額・判明分			条件			措置内容			求職					b
	記録	処理	累計	継続	小計	申告	記録	内予め	処理	累計	件	円	中止	違反	記録	施設	現金	その他	計	相談	その他	計		
4月	273	64	337	1,016	1,353	1	265	28	64	329	243	10,683,434	29	16	153	12	44	143	199	200	266	466	665	2,018
前年	275	64	339	928	1,267	0	240	24	64	304	220	9,489,120	3	4	272	8	59	90	157	227	188	415	572	1,839
5月	169	48	217	746	963	1	145	22	48	193	127	5,212,182	7	3	170	1	50	172	223	356	226	582	805	1,768
前年	174	32	206	576	782	0	156	18	32	188	127	4,815,001	27	15	263	2	27	82	111	260	197	457	568	1,350
6月	163	63	226	756	982	0	190	29	63	253	132	7,450,883	48	15	95	9	58	140	207	303	266	569	776	1,758
前年	175	24	199	695	894	4	183	17	24	207	139	6,873,284	30	17	225	5	51	107	163	248	251	499	662	1,556
7月	190	43	233	871	1,104	4	160	22	43	203	135	4,510,730	32	7	93	4	52	122	178	180	205	385	563	1,667
前年	154	23	177	597	774	2	170	16	23	193	133	7,136,091	28	14	181	3	32	95	130	160	216	376	506	1,280
8月	204	53	257	879	1,136	1	180	31	53	233	168	7,553,671	7	10	110	4	43	113	160	221	266	487	647	1,783
前年	233	49	282	803	1,085	3	193	21	49	242	176	9,639,916	12	20	209	4	37	66	107	142	184	326	433	1,518
9月	212	46	258	931	1,189	1	189	30	46	235	184	9,050,363	3	12	130	9	41	148	198	205	269	474	672	1,861
前年	264	50	314	835	1,149	0	239	34	50	289	214	8,755,173	19	17	215	3	38	70	111	154	192	346	457	1,606
10月	222	50	272	974	1,246	1	202	22	50	252	179	8,236,580	21	10	129	7	33	118	158	228	268	496	654	1,900
前年	250	58	308	900	1,208	1	225	32	58	283	213	11,021,060	11	15	229	4	31	86	121	159	190	349	470	1,678
11月	236	39	275	975	1,250	2	205	40	39	244	182	9,644,621	8	14	152	4	33	101	138	228	248	476	614	1,864
前年	254	58	312	897	1,209	1	221	33	58	279	202	11,437,434	14	10	248	6	40	74	120	157	175	332	452	1,661
12月	177	46	223	870	1,093	0	215	38	46	261	176	10,685,588	42	18	72	3	37	107	147	190	251	441	588	1,681
前年	187	44	231	788	1,019	0	251	27	44	295	200	13,014,035	36	17	148	4	37	43	84	96	201	297	381	1,400
1月	119	44	163	543	706	0	112	22	44	156	94	3,718,803	14	5	65	2	32	86	120	154	243	397	517	1,223
前年	164	42	206	568	774	0	135	19	42	177	105	4,824,050	24	11	153	3	29	37	69	136	192	328	397	1,171
2月	180	67	247	781	1,028	0	154	24	67	221	141	6,647,949	3	8	88	10	27	102	139	167	230	397	536	1,564
前年	239	39	278	707	985	0	210	22	39	249	195	8,668,120	9	7	173	0	44	69	113	94	170	264	377	1,362
3月	175	89	264	808	1,072	0	183	28	89	272	157	8,004,932	52	26	28	6	28	105	139	165	256	421	560	1,632
前年	308	54	362	1,106	1,468	0	298	40	54	322	238	12,573,358	39	15	174	9	53	87	149	87	192	279	428	1,896
年度計	2,320	652	2,972	10,150	13,122	11	2,200	336	652	2,852	1,918	91,399,736	266	144	28	71	478	1,457	2,006	2,597	2,994	5,591	7,597	20,719
前年計	2,677	537	3,214	9,400	12,614	11	2,491	303	537	3,228	2,162	108,246,642	252	162	174	51	478	906	1,435	1,920	2,348	4,268	5,703	18,317

(1) 労働相談取扱・処理状況〔表Ⅱ-38及び図Ⅱ-7〕

今年度取扱った3,146件の最終状況は、解決2,852件、中止266件、次年度への繰越し28件であり、解決率は91.5%であった。

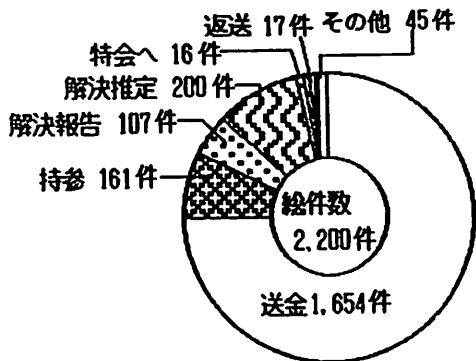
新規取扱件数に比べて再来相談件数が増加しているのが今年度の特徴といえる。

〔図Ⅱ-7〕



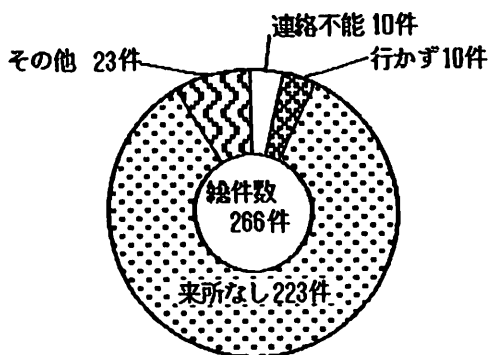
〔図Ⅱ-8〕

解決処理2,200件の内訳



〔図Ⅱ-9〕

最終処理のうち中止266件の内訳



(1) 労働相談取扱状況〔表Ⅱ-38〕

労働相談の新規受付数は2,972件で、前年度より242件7.5%減である。

このうち処理票(その場で処理したもの)は、652件で、115件21.4%増、継続ケース(処理記録)となったものは、2,320件で、357件13.4%減であった。

今年度、未払いの賃金相談に応じ、事業所から送金・持参してくれたケースは1,815件であった。〔図Ⅱ－8〕

今年度の取扱実件数は、前年度からの繰越し相談174件を含め3,146件であった。

継続ケースの再来相談件数は延べ10,150件で、前年度比750件 8.0%増であった。〔表Ⅱ－38〕

中止処理となったケースのほとんどが、相談途中で本人の来所が途絶えたものである。〔図Ⅱ－9〕

（四）解決の状況

解決のうち、継続ケースは2,200件であり、支払い金額の判明しているものが、1,918件91,399,736円である。これは前年度に比べ244件16,846,906円の減である。このうち労働者が相談に来所する以前に事業所から予め送金・持参のあったものは、336件である。〔表Ⅱ－38〕

今年度終決した労働相談ケースで条件違反を伴っていたものは144件で、前年度より18件（11.1%）の減である。

条件違反の内容は「契約日数が違う」「作業内容が違う」「賃金額が違う」「残業代・飯代・手配料の問題」などであるが、バブル期に少なかった些細な問題が持込まれていた。〔表Ⅱ－39〕

〔表Ⅱ－39〕

（件）

条件違反 の内容	作業内容・契約日数違った	40	※賃金単価 の中には、 手配料等を 含む
	約束の日に支払いがない	54	
	賃金日額（残業単価を含む） が違う	34	
	そ の 他	16	
	合 計	144	

(イ) 生活相談・その他の相談〔表Ⅱ-38〕

相談にくる労働者のほとんどが、賃金がすぐに支払われないと生活に支障を来たすという状況を訴え、生活相談の増加が見える。

賃金が送付されてくるまでのつなぎ資金や、受領にいくための交通費の貸付を訴える相談は2,006件と前年度より571件の増となった。

また、求職相談も2,597件と前年度に比し677件35.3%の増となった。

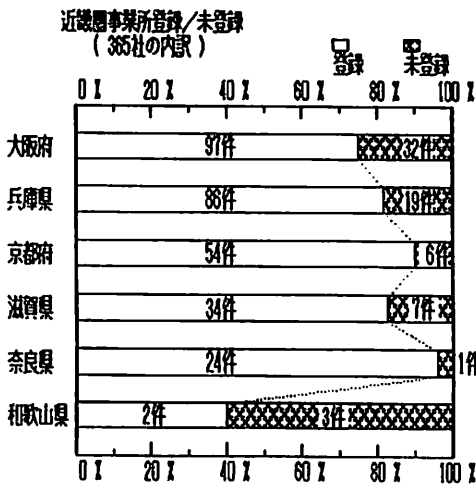
(2) 関係事業所分布と就労現場分布

(イ) 事業所分布〔表Ⅱ-40及び図Ⅱ-10・Ⅱ-11〕

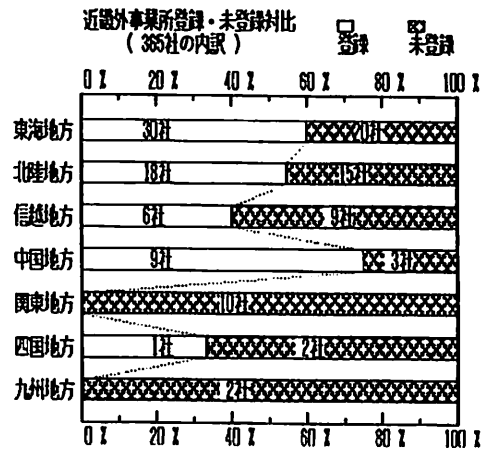
終決ケースの事業所491社を所在地別に見ると、大阪府下129社(26.3%)近畿の他府県236社(48.1%)、その他の地方126社で31都府県に及んでいる。このうちセンター登録事業所は361社(73.5%)である。

遠隔地の事業所への就労もあり、遠くになるに従い登録率が下がる傾向は相変わらずである。

〔図Ⅱ-10〕



〔図Ⅱ-11〕



(ロ) 就労先分布〔図Ⅱ-12・Ⅱ-13〕

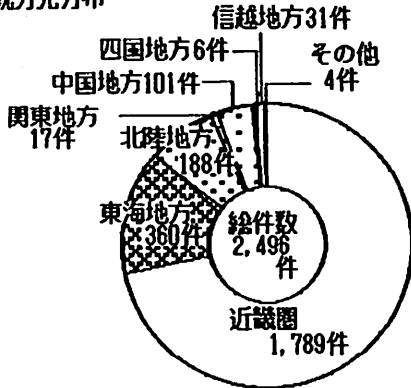
相談者の就労先2,496件を地域別に見ると、大阪府下481件(19.3%)、近畿の他府県1,308件(52.4%)、その他707件(28.3%)となっている。

事業所分布（登録／未登録）

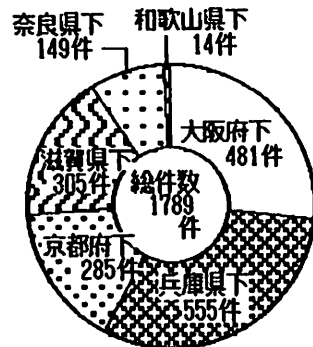
（表Ⅱ-40）

近 畿 地 方 365 件 (68)	大阪府	大阪市	三島地域	豊能地域	北河内地域	南河内地域	中河内地域	泉南地域	泉北地域
	129(32)	42(11)	18(2)	10(5)	11(6)	9(2)	7(1)	11(0)	21(5)
	兵庫県	神戸地域	阪神地域	東播磨地域	西播磨地域	但馬地域	丹波地域	淡路地域	
	105(19)	11(3)	49(8)	17(5)	24(1)	1(0)	2(2)	1(0)	
	京都府	京都市内	丹後地域	中丹後地域	中部地域	南部都市圏	相楽地域		
	60(6)	35(2)	2(0)	1(0)	3(0)	14(3)	5(1)		
	滋賀県	大津滋賀圏	草津地域	水口地域	八日市地域	彦根地域	長浜地域	今津地域	
41(7)	10(2)	12(2)	9(3)	7(0)	2(0)	0(0)	1(0)		
奈良県	大和平野圏	大和高原圏	五条吉野圏	※()内は未登録					
25(1)	20(1)	2(0)	3(0)						
和歌山県	和歌山市内	和歌山市外							
5(3)	1(1)	4(2)							
近 畿 以 外 の 地 方 126 件 (62)	東海地方	愛知県	三重県	岐阜県	静岡県				
	50(20)	27(11)	13(2)	3(1)	7(6)				
	北陸地方	富山県	石川県	福井県					
	33(15)	23(10)	5(2)	5(3)					
	信越地方	長野県	新潟県						
	15(9)	11(6)	4(3)						
	中国地方	岡山県	広島県	鳥取県	島根県	山口県			
	12(3)	8(1)	1(1)	1(0)	1(0)	1(1)			
	関東地方	東京都	神奈川県	千葉県	埼玉県	茨城県	山梨県	群馬県	
	11(11)	2(2)	2(2)	1(1)	3(3)	1(1)	1(1)	1(1)	
その他地方	福岡県	愛媛県	高知県	香川県					
5(4)	2(2)	1(1)	1(1)	1(0)					

就労先分布 [図Ⅱ-12]



近畿圏就労現場 [図Ⅱ-13]



(3) 労働基準監督署への申告〔表Ⅱ-41・Ⅱ-42〕

労働基準監督署へ申告したケースは11件と昨年と同数で、早期解決を求める労働者の要求が労働基準監督署への申告を回避するという傾向である。

今年度の取り扱いケースは12件（昨年からの継続ケース1件）中、解決に至ったケースは8件で、中止したケースは4件である。次年度への繰越ケースは0件であった。

〔労基申告状況〕 (件)

〔表Ⅱ-41〕

	前より継続	今年度特	合計
申告	1	11	12
解決	0	8	8
中止	1	3	4

94年度申告地域分布〔表Ⅱ-42〕

地方	府 県	労基署名	件 数
近	奈 良	奈良労基	1
	和歌山	御坊労基	1
	滋 賀	大津労基	1
		長浜労基	1
畿	京 都	京都南労基	1
	兵 庫	姫路労基	2
		加古川労基	1
関東	埼 玉	所沢労基	1
信越	新 潟	魚津労基	2
合計			11

(4) 労働相談の内容

(イ) 未払日数〔図Ⅱ-14〕

未払労働日数は最高120日分、最低0.5日分、平均5.0日分であった。

(ロ) 退職の理由〔表Ⅱ-43〕

退職理由の主たるものは、仕事、労働条件、宿舍などの不満からが958件(38.8%)、自己都合(健康上の都合等)1,075件(43.6%)、その他433件(17.6%)である。

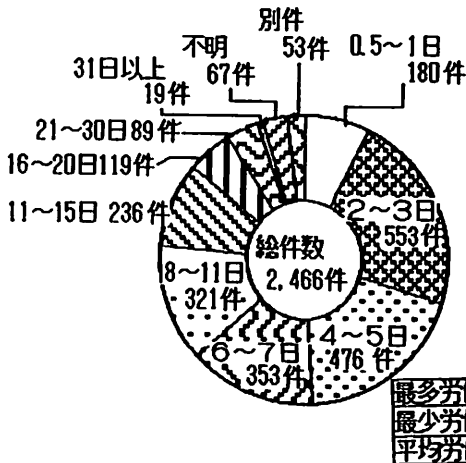
(ハ) 退職の申し出・賃金精算の申し出〔図Ⅱ-15〕

退職時に退職の申し出をした者は1,589件(64.4%)、無断退職が854件(34.7%)、不明23件(0.9%)。賃金精算の申し出をした者が1,445件(58.6%)、しなかった者998件(40.5%)、不明23件(0.9%)である。

退職理由内訳 [表Ⅱ-43]

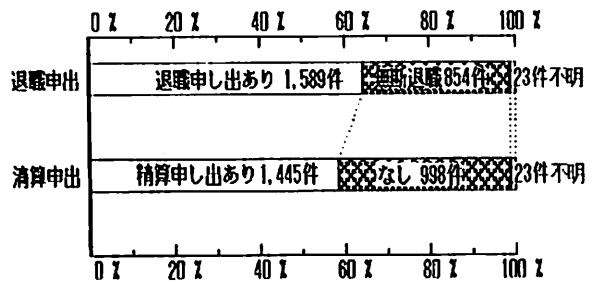
	相談総数	比率	退職理由	相談件数	センター紹介	センター紹介/総件数
1. 自己都合によるもの	1,075件	43.6%	健康上の理由(体の具合が悪くて)	727件	161件	15.0%
			遊びに出たまま帰らず	70件		
			酒のみすぎで迷惑をかけ居づらくなった	89件		
			帰省などの所用ができて	76件		
			その他(何となく、迷いが帰った等)	113件		
2. 仕事上の理由によるもの	556件	22.5%	仕事がかつい、作業内容があわない等	110件	122件	21.9%
			使い方が荒い(休憩がない等)	68件		
			仕事が少ない(事業所の都合で休ませる等)	162件		
			仕事がおもしろくない、嫌になった	100件		
			その他(仕事上のトラブル等)	116件		
3. 契約時の労働条件と事実が違ったもの	144件	5.8%	契約日数の違い(支払い日の遅れも含む)	53件	46件	31.9%
			賃金額の違い、残業手当の不足等	23件		
			作業内容が違った	35件		
			部屋代・飯代・手配料の控除など	13件		
			その他(預けなど)	20件		
4. 宿舍の待遇や居住性を原因とするもの	258件	10.5%	宿舍の雰囲気が悪い(酒癖の悪いものがある等)	83件	64件	24.9%
			暴力をふるわれた(事業主・古参の者などに)	20件		
			金を貸してくれない(前貸しの額が少ない等)	38件		
			宿舍の設備が悪い(布団・風呂・食事を含む)	48件		
			事業主や奥さん・古参の者が口やかましい	29件		
			その他(嫌がらせなどをされる)	40件		
5. 解雇によるもの	77件	3.1%	出ていけ(宿舍態度などの問題で)	20件	18件	23.4%
			やめて帰れ(作業上の問題、仕事ができない等)	36件		
			仕事がないので帰ってくれ	21件		
6. 契約満了	147件	6.0%		147件	39件	26.5%
7. 業務上の疾病	44件	1.8%		44件	10件	22.7%
8. 倒産	2件	0.1%		2件	0件	
9. その他	57件	2.3%		57件	16件	28.1%
10. 不明	106件	4.3%		106件	26件	24.5%
合計	2,466件	100.0%		2,466件	502件	20.4%

〔図Ⅱ-14〕



〔図Ⅱ-15〕

退職時に退職・精算の申し出をしたかどうか



最多労働日数	120日
最少労働日数	0.5日
平均労働日数	5.0日

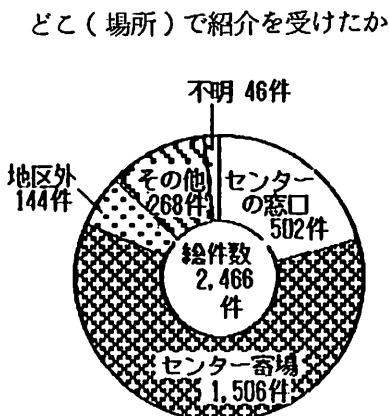
(二) 就労の経路

就労の経路は、センターの窓口紹介が502件(20.4%)、センター寄場周辺からが1,506件(61.1%)、その他が458件(18.5%)であり、その他の場所(市内、近郊のターミナルなど)からの就労が増加しているのに比べ寄場からの就労の減少が目立っている。〔図Ⅱ-16〕

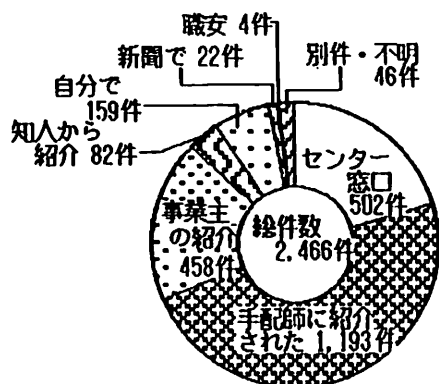
紹介者の内容をみると、手配師による紹介が1,193件48.4%とさらに減少(一昨年60.0%、昨年52.9%)している一方で、事業主(求人担当者を含む)による求人が増加をしており、手配師にかかる経費の節減を計っていると思われる。〔図Ⅱ-17〕

知人・自分で・新聞広告等については相変わらず労働条件が悪かったり、事業所の把握が困難である等の問題が多い。

〔図Ⅱ-16〕



〔図Ⅱ-17〕誰から紹介を受けたか



Ⅲ 労働者福祉事業

1. 労働災害に関する相談と休業補償給付の立替貸付事業

地区の日雇労働者の就労先のほとんどは、労災事故の起こりやすい建設現場での肉体労働であり、就労現場がたびたび変わることによる不慣れ等のため、負傷しやすい環境におかれている。

一旦業務上災害に遭い、傷病のため休業を要する場合、通常は、労働者災害補償保険法に基づく休業補償給付金等によって生活を維持することになる。

しかし制度の手続き上、休業補償の給付までに日数を要するため、生活に余裕がなく、貯えのない多くの日雇労働者にとって、被災することは深刻な生活問題となる。

そのため、センターでは広く労働災害についての相談を受ける中で、休業中の生活保障のため、労災保険による休業補償の立替について、制度を設けてこれに対応している。

現行の立替制度の発足（1968・昭和43年）から本年度末までの立替者総数は13,147名に達している。

この立替貸付事業は、資金面で大阪府、手続き・指導面で大阪労働基準局や労働基準監督署の支援・協力を得て実施しているが、地区労働者の就労先の広がりの中で他府県の労基局、監督署の協力に負うところも大きくなっている。

1968（昭43）年度末に、大阪の各労働基準監督署から承認された「受任者払」は、現在、近畿圏の監督署を中心に承認され、全国的には、それ以外でも「国庫送金」の形で協力を得ている。

(1) 労働災害に関する相談

(イ) 新規相談

今年度の新規相談は、800件であった。

その相談の多くは「労働災害の「現認」をしてもらえない」というものである。

例えば、「負傷時は、大したことはないと自己判断して、現場責任者にも言わず、仕事を継続したが、帰ってから痛みだしたので、労災扱いを申し出たが、信憑性を疑われ認めてくれない。」

また、「期間雇用で遠隔地での就労先で負傷し、最寄りの医療機関で手当を受けたが軽症と診断、帰阪後、思わしくないため、こちらの医療機関で精密検査を受けたところ、「骨折」と診断された。事業所側は、別のところでの受傷ではないかと疑い、労災手続きをしてくれない。」あるいは、「労災保険適用をせず、「示談」を強要されている。しかも十分な補償ではないため困っている。」等である。

労働基準法では、労働災害の事業主責任を明確に規定しているが、重層下請け構造の建設業では、事故の公然化を嫌う元請企業の圧力や、そのしわ寄せを避けようとする直接雇用者（末端下請け）の「弱い立場」が、手続き・補償の入り口でしばしば障害をつくっている。近年、景気の低迷が続くなかで、こうした問題ケースが増加の傾向にある。

センターとしては、労働基準法に基づき事業主の責任と協力を訴えているが、解決が困難な場合には、「本人請求」の原則にたって監督署へ申告するよう助言している。しかし、本人が諦めたり、安易な「示談」も含めて、適用されるべき法の保護に至らないケースも少なくない。

新規相談を受け、相談記録を作るも、立替に至らぬケースとして、今年度281件のなかには、このようなケースも少なくない。

一方、事業所の方からも労災手続きについての問い合わせや、明らかに不正と思われる補償要求に悩んでいるケースなどの相談を受けることがある。なかには故意に怪我をして、下請けの弱い立場を見越して元請企業に難題を持ち込み、下請けを苦境に追い込んで法外な補償を取る、いわゆる「タカリ」についての訴えもある。こうした相談については、労災保険法に基づき、毅然とした対処をするよう指導し、協力を求めている。

全般的に今年度の特徴づけることとしては、相談件数・立替件数ともに昨年度に比して減少したことである。これは長びく景気の低迷のなかで就労数の減少に伴うものと考えられる。ただ、1月の「阪神淡路大震災」後の復旧工事が進むなかで、これに係わる事故相談が増加した。その多くは安全管理の初歩的なミスによるものであった。

(四) 手続き相談

労災の現認（５号）、転医の手続き（６号）、療養補償（７号）、休業補償（８号）、障害補償（１０号）など、各種労災補償給付請求手続きについての相談である。今年度は、2,192件となった。

そのほとんどは、センターでの立替労働者のものであるが、なかには「手続きだけ」というのもあって、請求書用紙の交付や手続きの証明、事業所や監督署への問い合わせ等の援助を行っている。

(2) 休業補償給付の立替貸付

負傷し、休業療養を要する労働者から、貯えもなく、事業所よりも援助を得られないため、休業期間中の生活についての相談があれば、センターでは労災の確認と事業所の了解、医療機関での休業療養見込期間を確認のうえ、労災保険による休業補償給付の範囲内で、１日、5,000円を限度として日々の立替貸付を行っている。

今年度の新規貸付人員は249名で、前年度からの継続分を加えた立替実人員は359名となった。立替貸付件数は延べ13,078件、差額支払は、985件である。

立替中の労働者からは、毎日、生活上の相談が持ち込まれる。日々の貸付だけでは足りなく、部屋代が溜まった、季節の衣替えをしたい、私病の治療代がない、帰省をしたいが交通費がない、等の立替貸付・差額支払等に関する相談が3,973件あった。

相談ケースであっても、同一傷病で何度も労災だと請求したり、脅迫的に「現認」させたりした者については、立替を断っている。また、休業補償費の高額な者や休業の必要があいまいなまま長期化している者についても就労の勧奨等のケースワークを行い、場合によっては休業補償費の立替を打切る等の指導を行っている。

立替貸付金の回収は、受任者払の承認を得て、監督署からの振込送金によって行われており、中には、種々の事情で回収が遅れる場合も出てくる。遅延する理由は、賃金台帳や出勤簿の未整理、休業証明の遅延や放置、紛失など、主に事業所側の事務処理の不首尾が原因である。

立替貸付事業にとって債権管理は、特に重要であり、資金の効率的運用によって業務の正常な運営が図られる。個人別および全体の債権の増減、回収などはそのための重要な判断基準であり、毎月その状況を明らかにしている。

(3) 新規立替貸付者状況

今年度、新規に立替貸付をした労働者249名の平均年齢は50.9歳（前年度51.4歳）であった。12.9%の人たちが扶養家族を持っている。

労働災害の状況を見てみると、雇用形態では、日雇が56.2%、期間雇用などの常用が43.8%となっており、現場で安全教育を受けたのは38.2%である。産業別では、建設業が90.4%とそのほとんどを占めており、現場では、大阪府下が59.8%、近畿の他府県が34.1%、近畿を越える遠隔地が6.0%となっている。

負傷部位では、足部が43.4%、手部が29.3%、胸、腰、頭首部が24.1%となっている。ケガの状態は、骨折が61.0%と半数以上を占め、挫傷が8.0%、打撲が11.2%となっている。

療養のため休業する期間を、立替打切り者状況から見ると、平均で144日となっているが、休業期間が一番長引いた例は頸骨損傷で1,445日、次に足部の骨折で1,344日であった。

労災関係相談業務取扱状況

(表Ⅲ-1)

年 月	労災関係相談					その他 の 相談	労災代理請求事務			
	新規 相談	継続 相談		その他	計		療養 「7号」	休業 「8号」	障害 「10号」	計
		請求 手続き	立替 差額							
94年4月	67	176	376	209	828	230	5	98	1	104
5月	74	174	445	217	910	276	2	119	10	131
6月	50	165	380	192	787	281	6	111	8	125
7月	57	166	370	214	807	225	4	101	10	115
8月	61	134	306	184	685	204	1	99	6	106
9月	68	193	309	197	767	217	3	89	6	98
10月	78	199	308	231	816	235	3	89	7	99
11月	65	211	309	238	823	244	7	99	6	112
12月	58	177	322	203	760	199	4	98	7	109
1月	45	165	253	216	679	223	4	96	9	109
2月	75	198	285	228	786	176	2	77	7	86
3月	102	234	310	303	949	236	5	146	4	155
94年度 合計	800	2,192	3,973	2,632	9,597	2,746	46	1,222	81	1,349

労災休業補償給付立替貸付状況

(表Ⅲ-2)

項目 月	新規貸付 人員	貸付打切 人員	貸付 実人員	貸付 延日数	立替貸付状況		差額預り金支払状況	
					件数	立替貸付額	件数	支払額
	繰越110							
4	23	18	133	3,416	1,305	23,058,258	89	11,485,260
5	15	26	130	3,253	1,410	23,172,976	108	13,586,708
6	14	28	118	2,649	1,276	19,791,871	115	12,262,016
7	21	25	111	2,554	1,124	18,784,731	99	11,209,878
8	20	14	106	2,611	1,101	17,693,416	76	8,416,419
9	16	16	108	2,668	1,096	18,556,029	62	7,340,065
10	22	22	114	2,513	1,002	17,062,515	77	10,595,614
11	24	17	116	2,575	1,041	17,381,700	68	9,029,288
12	22	21	121	3,080	947	20,532,444	77	13,871,887
1	15	25	115	2,259	821	15,288,668	66	7,895,640
2	25	17	115	2,332	882	14,913,253	79	12,911,571
3	32	20	130	3,019	1,073	19,937,473	69	13,638,752
計	249	249	359	32,929	13,078	226,173,334	985	132,243,098

労災新規立替貸付者状況 249名

(表Ⅲ-3)

			%
年齢	[平均]	50.9	
現在	扶養者有	32	12.9
住所	西成	216	86.7
	その他	33	13.3
部屋代 [平均]円	日払	1,487	
	月極	32,242	
雇用形態	日雇	140	56.2
	常用	109	43.8
安全教育	[有]	95	38.2
産業分類	建設	225	90.4
	運輸	10	4.0
	製造	7	2.8
	その他	7	2.8
負傷現場	大阪市内	74	29.7
	大阪府下	75	30.1
	近畿府県	85	34.2
	その他	15	6.0

(表Ⅲ-4)

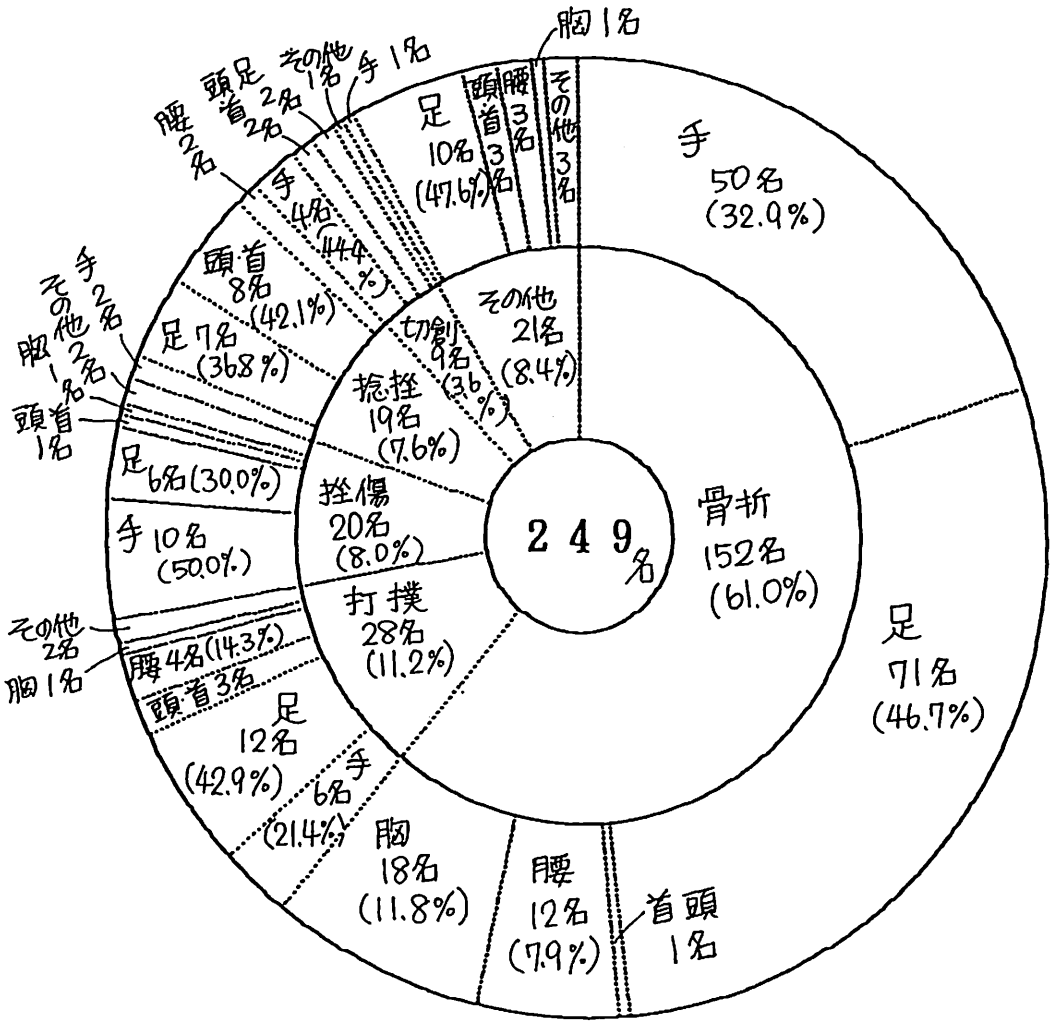
		人	%
負傷時刻	始~10	63	25.3
	10~12	64	25.7
	12~15	55	22.1
	15~17	55	22.1
	17~24	12	4.8
負傷部位	手部	73	29.3
	足部	108	43.4
	頭首部	18	7.2
	腰部	21	8.4
	胸部	21	8.4
	その他	8	3.2
傷病名	挫傷	20	8.0
	切創	9	3.6
	打撲	28	11.2
	捻挫	19	7.6
	骨折	152	61.0
	その他	21	8.4

賃金日額	最高	25,500
	最低	8,000
	平均	14,885

休補日額	最高	15,085
	最低	4,661
	平均	8,965

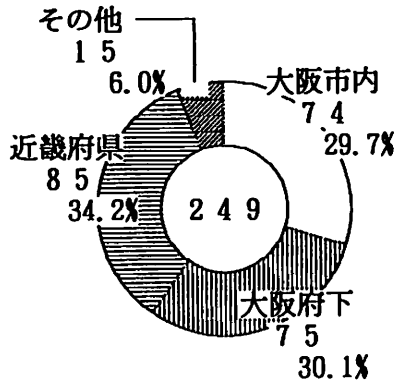
傷病名 — 傷病部位

(圖 III - 1)



負傷現場分布

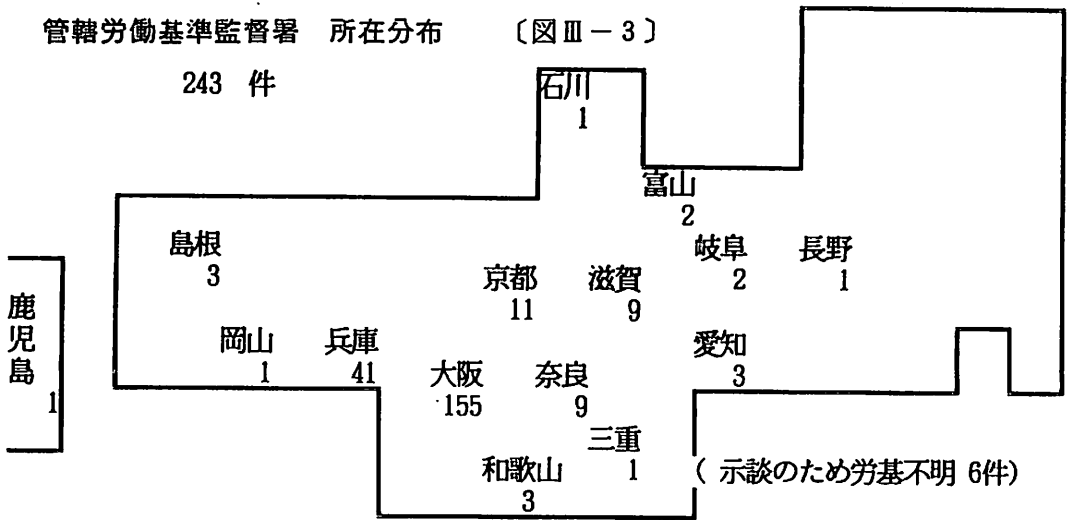
〔図Ⅲ-2〕



管轄労働基準監督署 所在分布

〔図Ⅲ-3〕

243 件



大阪府下労働基準監督署別立替件数

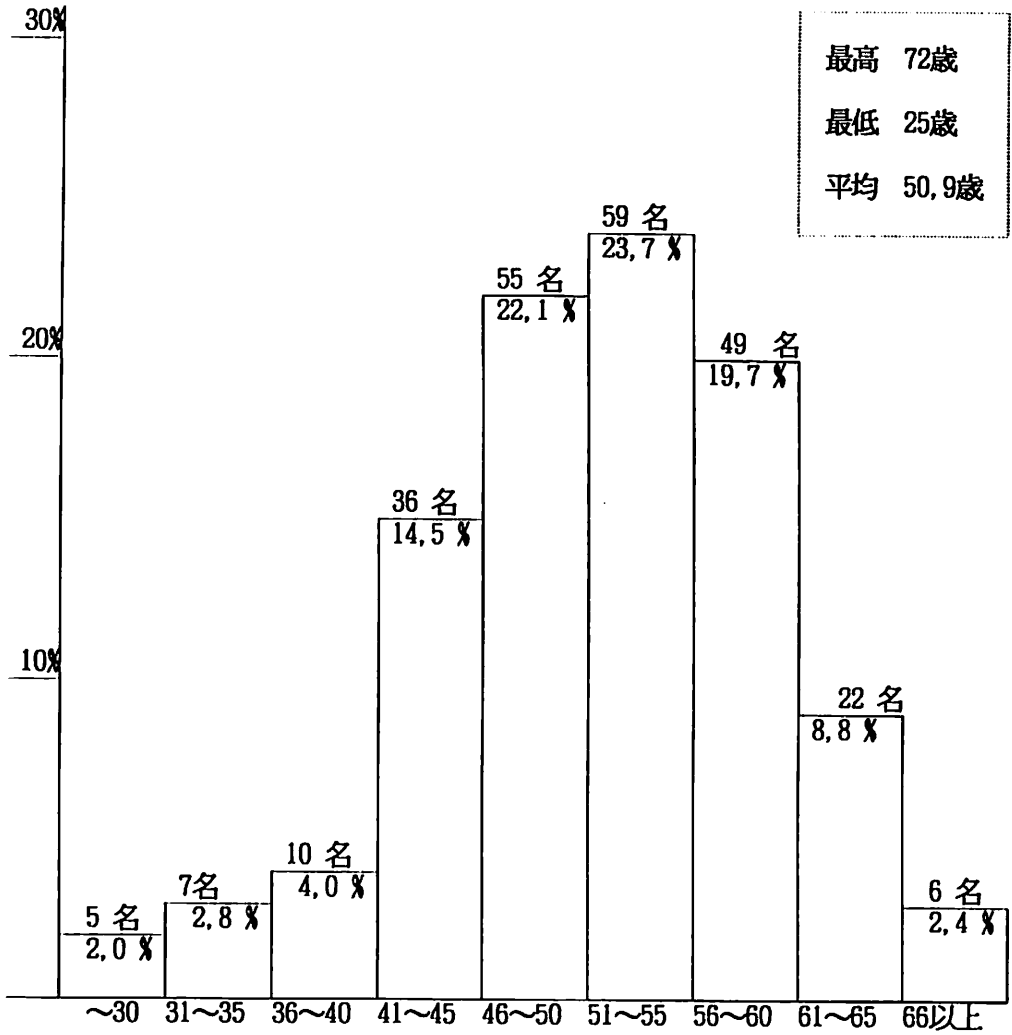
(表Ⅲ-5)

監督署名	対象数
大阪中央	16
阿倍野	29
天満	3
大阪西	22
西野田	10
淀川	3
東大阪	11
岸和田	10
堺	13
羽曳野	13
北大阪	11
泉大津	3
茨木	11
合計	155

年 令 分 布

(圖 III - 4)

(249 名)



部屋代分布

(図Ⅲ-5)

①簡易宿泊所 180名 (72.3%)

2001~ 円	4名(2.2%)
1801~2000円	22名(12.2%)
1701~1800円	7名(3.9%)
1601~1700円	12名(6.7%)
1501~1600円	40名(22.2%)
1401~1500円	34名(18.9%)
1301~1400円	4名(2.2%)
1201~1300円	11名(6.1%)
1001~1200円	22名(12.2%)
801~1000円	14名(7.8%)
601~ 800円	5名(2.8%)
~ 600円	5名(2.8%)

②月極め住宅 50名 (20.1%)

50,001円~	8名(16.0%)
35,001~50,000円	12名(24.0%)
30,001~35,000円	3名(6.0%)
25,001~30,000円	3名(6.0%)
20,001~25,000円	4名(8.0%)
15,001~20,000円	9名(18.0%)
~15,000円	11名(22.0%)

③他に、19名 (7.6%)
(自宅ほか7名・入院中12名)

	簡易宿泊所	月極め住宅
最高	3,000円	105,000円
最低	500円	5,000円
平均	1,487円	32,242円

立替打切者状況

(表Ⅲ-6)

件数	休業補償受給日数		
	最高	最低	平均
249	1445	1	144

傷病部位	傷病名	挫傷	切創	打撲	捻挫	骨折	その他	計	%
手 部	人 数	8	4	7	3	52	6	80	32.1
	平均延日数	21	63	62	222	143	129	121	
足 部	人 数	10	2	6	4	66	12	100	40.2
	平均延日数	103	36	72	48	188	111	155	
頭首部	人 数	3	2	3	4	0	6	18	7.2
	平均延日数	270	6	107	91	0	405	219	
腰 部	人 数	0	0	7	2	10	3	22	8.8
	平均延日数	0	0	98	51	308	39	181	
胸 部	人 数	2	0	2	0	17	1	22	8.8
	平均延日数	35	0	47	0	91	253	89	
その他	人 数	1	0	1	0	1	4	7	2.8
	平均延日数	76	0	80	0	101	137	115	
計	人 数	24	8	26	13	146	32	249	100.0
	平均延日数	90	42	79	102	168	170	144	